

令和2年度 振動工具(チェーンソー以外)の取扱い従事者教育開催のお知らせ

建設業労働災害防止協会岩手県支部



厚生労働省では、平成21年7月10日付労働基準局長通達により、新たに「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係わる振動障害予防対策指針」が示され、振動の少ない工具の選定、振動作業の作業時間の管理、工具の操作時の措置、点検・整備、保護具、体操、健康管理、安全衛生教育などの対策を講じるよう求められました。

建設業労働災害防止協会では、この指針に基づく教育を下記により開催することといたしました。振動工具使用作業の従事者の他、振動工具使用事業場の管理者等多数の方がこの講習を受講され、全産業の6割と言われる建設業の振動障害の発症を未然に防止いただきますようご案内申し上げます。

対象となる振動工具

- (1)ピストンによる打撃機構内蔵工具(電動ハンマー等)
- (2)内燃機械内蔵工具(エンジンカッター他)
- (3)携帯皮はぎ機等の回転工具(サンダー等)
- (4)携帯用振動体内工具(コンクリートバイブレータ等)
- (5)携帯用研削盤(ハンドディスクグラインダ)
- (6)卓上用または床上用研削盤(高速カッター他)
- (7)締付工具(インパクトレンチ他)
- (8)往復電動工具(ジグソー 他)

記

1. 開催日時及び会場等 ※受講者の人数によっては中止になる場合もございます。

開催地区	開催日時	会場
盛岡	令和2年8月6日(木) 12:00～17:00	建設研修センター (盛岡市松尾町17-9)

2. 定員

50名(先着順で受付、定員になり次第締切りとします。)

3. 講習料

区 分	講習料	テキスト代	合 計
会 員	4,840円(税込)	1,250円(税込)	6,090円
非会員	5,940円(税込)	1,250円(税込)	7,190円

4. 講習科目 振動工具に関する知識 1時間 / 関係法令 30分
指導障害及びその予防に関する知識 2時間30分 / 演習 30分

5. 申込方法等

- (1) 所定の申込用紙（特別教育・安全衛生教育等講習申込書）に必要事項を記入し、建設業労働災害防止協会岩手県支部に郵送して下さい。
申込書には6ヶ月以内に撮影した上三分身、脱帽の写真（タテ3cm×ヨコ2.5cm）1枚を必ず添付して下さい。不備がありますと、受け付けられませんのでご注意ください。
- (2) 講習料は受講票が到着次第、指定の銀行口座に振込みをお願いします。
- (3) キャンセルの取扱いについて、講習会開催日の7日前までの場合は、講習料から振込手数料を差し引き返金いたします。
(それ以降のキャンセルについては講習料の返金はできません。)

6. その他

- (1) 修了証は所定の時間どおり全科目を受講した適性者に対して交付します。ただし、遅刻をしますと修了証の交付はできなくなる場合があります。講習開始10分前までに受付を済ませてください。
- (2) 講習日は受講票、筆記用具を持参して下さい。
- (3) 自家用車でおいでの方は、建設会館の有料駐車場をご利用になれますが、満車の場合は最寄りの有料駐車場をご利用下さい。

7. 申込み・問合せ先

建設業労働災害防止協会岩手県支部
〒020-0873 盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階
TEL:019-623-4411 FAX:019-653-6113